

中山間地域等直接支払制度に取り組む農業集落の構造について

～2010年世界農林業センサスデータより～



分かれ道：中山間地域等直接支払制度という選択

平成 23 年 10 月

山口県農林水産部 農業経営課

中山間地域等直接支払制度に取り組む農業集落の構造について ～2010年世界農林業センサスデータより～

平成 23 年 10 月 山口県農林水産部 農業経営課

1 2010年世界農林業センサスとは

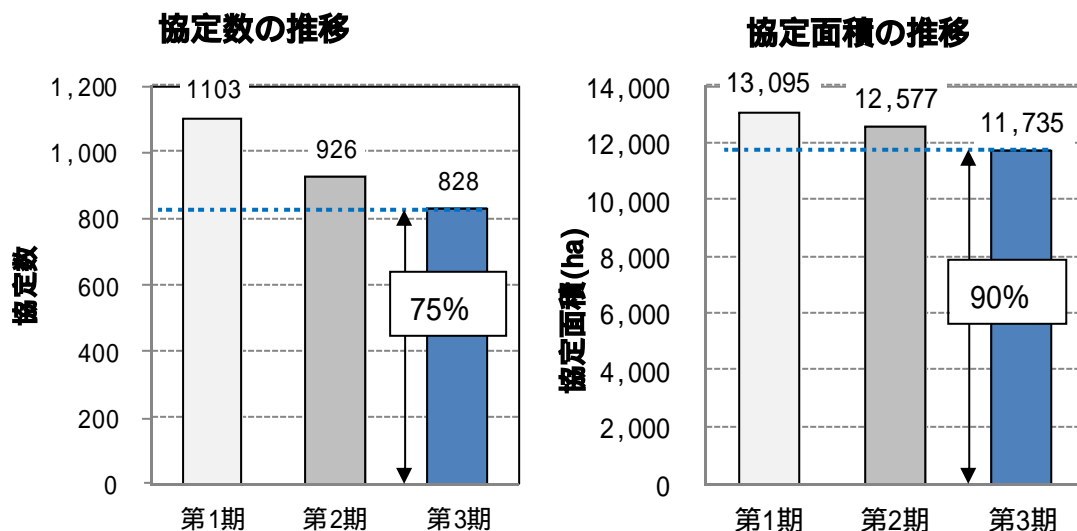
農林水産省が5年毎に実施している調査で、2010年センサスは、2010年(平成22年)2月1日時点での調査結果です。農林業経営体調査と農山村地域調査とがあります。

2 中山間地域等直接支払制度について

平成12年度に創設された制度で、中山間地域等の傾斜農用地等の条件不利性を補正するための支援制度です。中山間地域等(山口県内では地域振興5法内地域及び知事が指定する特認地域)に存する農振農用地区域の傾斜農用地等(1ha以上の一団の農用地)を交付金の対象農用地としています。

平成12～16年度の第1期対策では、地域を良くするための活動が開始され、平成17～21年度の第2期対策では、担い手の育成等より前向きな体制整備を促進することで地域営農体制が整えられ、平成22～26年度の第3期対策では、高齢者が安心して参加できるよう集落が共同して支え合うサポート体制が整えられています。平成23年度時点では11年間の取組実績があります。

山口県内の協定数、協定面積の実績の推移は以下のとおりで、第3期対策1年目の平成22年度では、第1期対策ピーク時と比較すると、協定数で75%、協定面積で90%となっています。



3 調査解析の方法

現在、中山間地域等直接支払制度第3期対策に取り組む農業集落は、第1期対策からの継続組が主体を成すと考えられます。これら農業集落は、同制度要件の影響を色濃く受け

続けてきており、同制度に取り組んでいない農業集落と比較することで、直払制度に10年間取り組んできた変化が浮き彫りになるのではないかと考えました。

そこで、2010年世界農林業センサスデータについて、直払制度第3期対策の集落協定の取組有無別に農業集落を仕分け、各項目について比較することにより、現時点で直払制度に取り組む農業集落の特徴を把握することにしました。

4 農業集落の仕分けについて

中山間地域等直接支払制度第3期対策(平成22年度～)において、対象農用地の有無、集落協定への取り組みの有無から農業集落を3つに区分しました。

区分(略称)	直払対象農地の有無	集落協定の取り組み有無	区分の詳細
直払対象集落でない	×	-	直払の対象とならない5法外地域、または5法内地域であっても直払制度対象の農用地がない農業集落
集落協定に取り組む			5法内地域及び知事特認地域()にあって、直払集落協定に取り組む農業集落
集落協定に取り組まない		×	5法内地域及び知事特認地域()にあって、直払集落協定に取り組まない農業集落

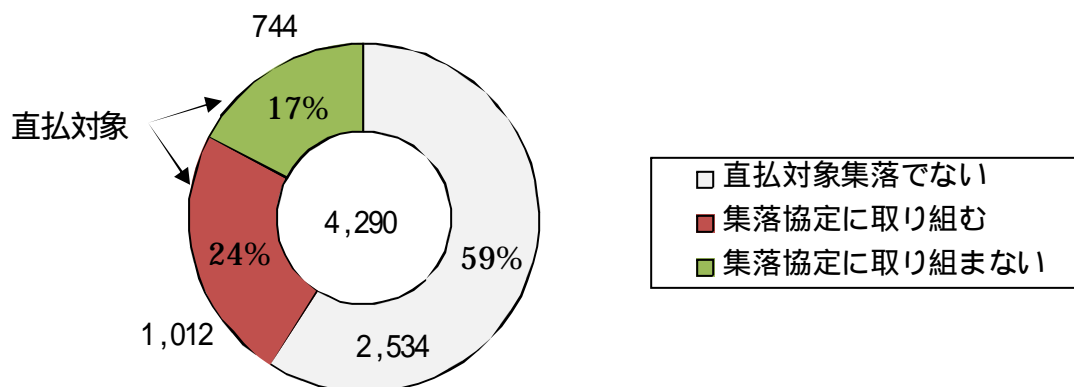
5法地域内外で、自然的・経済的・社会的条件の不利な地域として、知事が地域の実態に応じて指定する地域のこと。

5 直払制度に取り組んでいる農業集落の様子

(農林業経営体調査 客体候補名簿編より、一部販売農家編の情報を加えている。)

(直払第3期対策不参加の**下松市、上関町、和木町データは含まない**。以下同じ。)

(1) 農業集落数

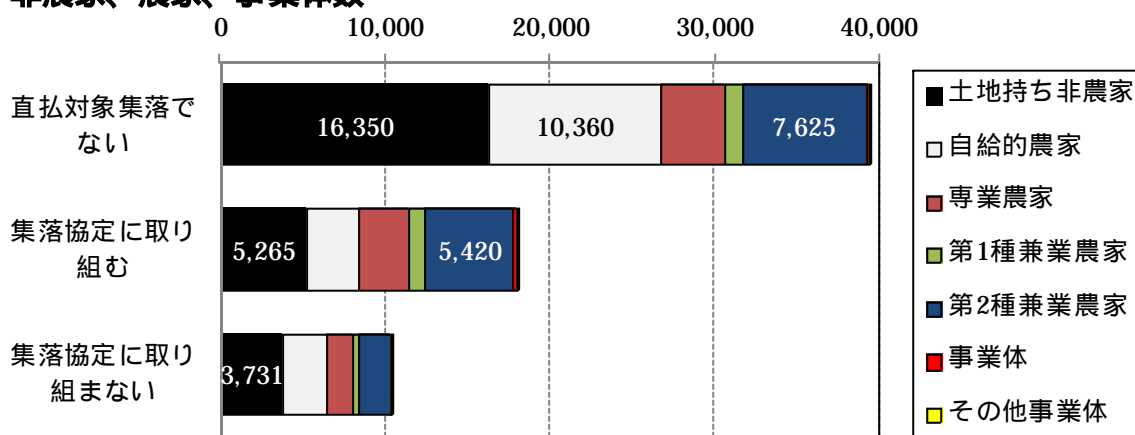


直払制度対象農業集落数は全農業集落の約4割強を占めています。その内、集落協定に取り組む農業集落は約6割となっています。

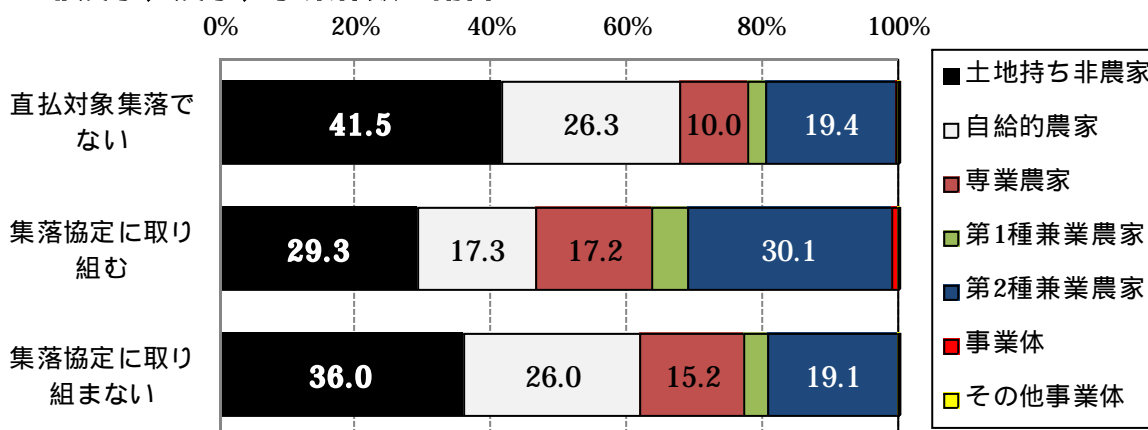
(2) 非農家、農家、農業事業体数

	土地持ち 非農家	自給的 農家	販売農家			経営耕地のある	
			専業農 家	第1種兼 業農家	第2種兼 業農家	農家以外 の農業事 業体（以 下事業 体）	その他目 的の農家 以外の農 業事業体 （以下そ の他事業 体）
直払対象集落でない	16,350	10,360	3,926	1,028	7,625	99	6
集落協定に取り組む	5,265	3,117	3,085	926	5,420	165	2
集落協定に取り組まない	3,731	2,690	1,574	364	1,978	16	1

非農家、農家、事業体数



非農家、農家、事業体数の割合

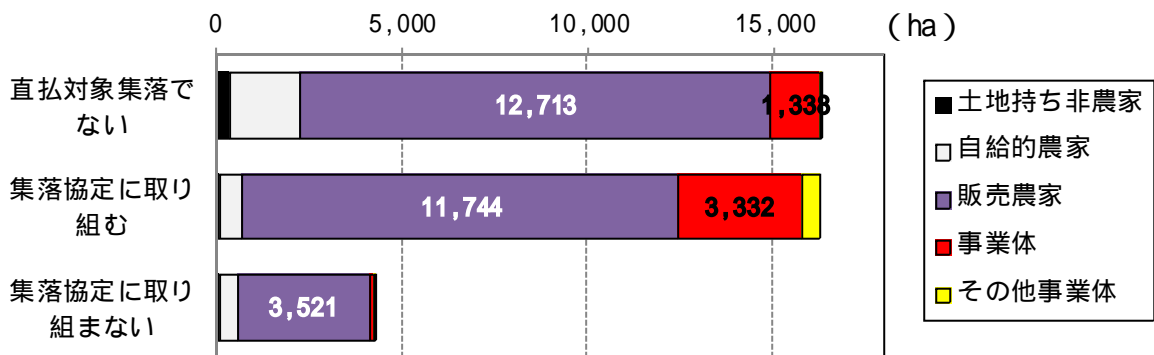


非農家、農家、事業体数の割合を見ると、直払集落協定に取り組む農業集落では、取り組まない農業集落に比べ、非農家、自給的農家数の割合が低く、専業農家、第2種兼業農家、事業体（集落営農法人含む）数の割合が高くなる傾向を示しました。直払制度に取り組む農業集落は、より「**営利目的の農業を継続**」できるような構造となっていました。

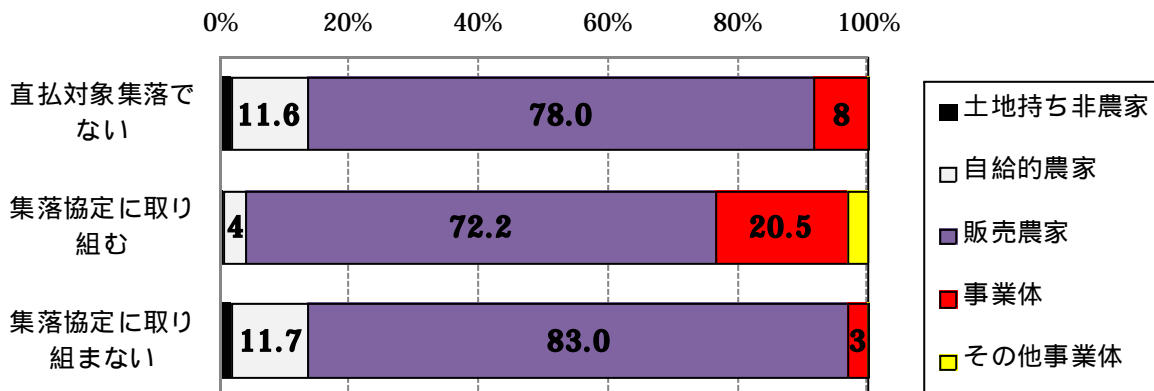
(3) 耕地面積(ha)

	土地持ち 非農家自 作耕地	自給的農 家自作耕 地	販売農家 経営耕地	事業体 経営耕地	その他事 業体 経営耕地	非農家、自 給的農家 の自作耕 地含む耕 地面積総 計
直払対象集落でない	334	1,888	12,713	1,338	18	16,291
集落協定に取り組む	105	592	11,744	3,332	491	16,263
集落協定に取り組まない	90	497	3,521	130	2	4,240

耕地面積



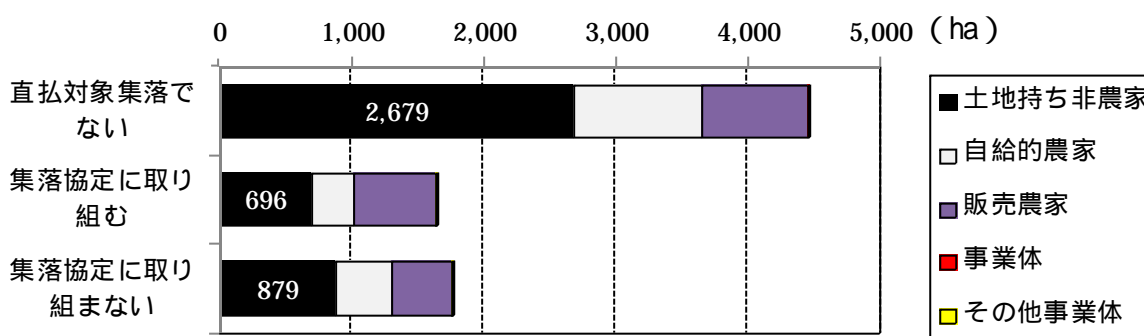
耕地面積の割合



耕地面積について見ると、直払制度の集落協定に取り組む農業集落では、農業集落数、非農家・農家・農業事業体数の割には耕地面積がかなり多く、**1農業集落当たりや1農家・1事業体当たりの耕地面積が多い傾向**にあることが推察されました。また、同農業集落の耕地面積割合は、非農家と自給的農家で低く、事業体（集落営農法人含む）で高くなる傾向が顕著にでていました。

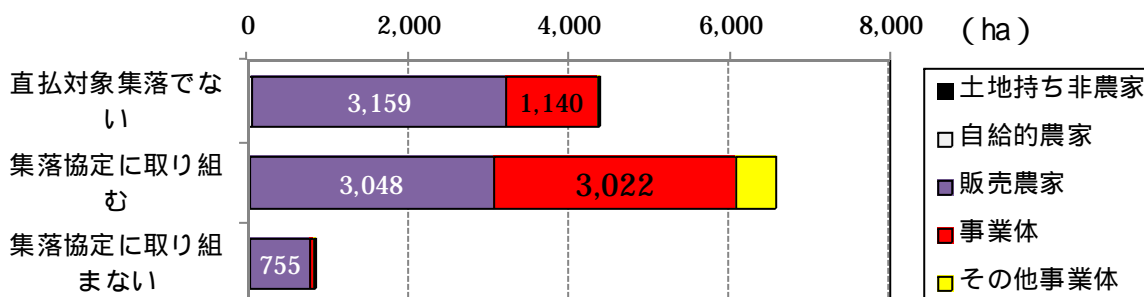
(4) 耕作放棄地面積 (ha)

	土地持ち非農家	自給的農家	販売農家	事業体	その他事業体	総計
直払対象集落でない	2,679	968	811	2	0	4,460
集落協定に取り組む	696	325	610	3	2	1,636
集落協定に取り組まない	879	422	453	1	1	1,756



(5) 借入耕地面積 (ha)

	土地持ち非農家	自給的農家	販売農家	事業体	その他事業体	総計
直払対象集落でない	2	52	3,159	1,140	3	4,356
集落協定に取り組む	1	21	3,048	3,022	478	6,569
集落協定に取り組まない	2	23	755	54	0	834

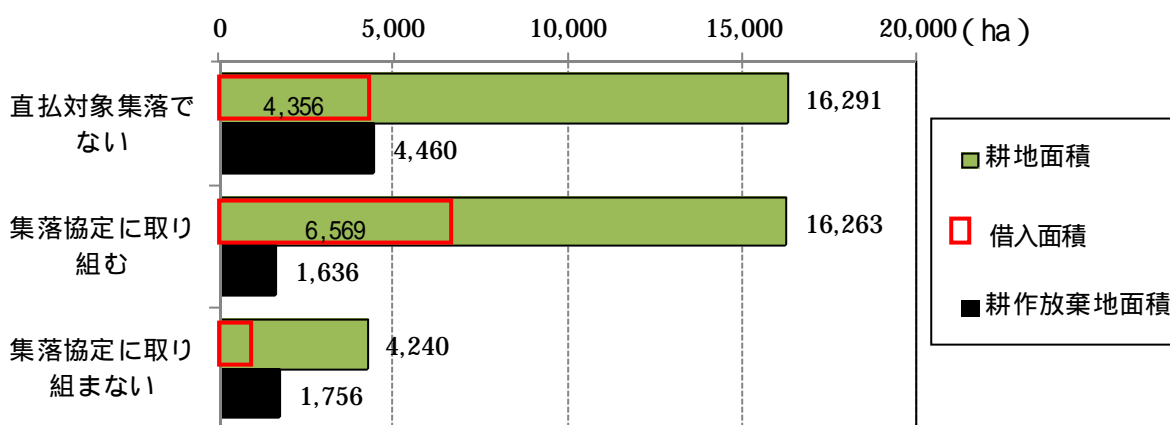


直払制度の集落協定に取り組む農業集落では、借入耕地面積が多く、その内、半分以上は事業体（集落営農法人含む）やその他事業体が占めていました。

(6) 耕地面積と耕作放棄地面積との関係まとめ

	耕地面積(ha)			耕作放棄地面積(ha)	参考)耕作放棄地面積割合(%)
	うち借入面積(ha)	同左割合(%)			
直払対象集落でない	16,291	4,356	26.7	4,460	21.5
集落協定に取り組む	16,263	6,569	40.4	1,636	9.1
集落協定に取り組まない	4,240	834	19.7	1,756	29.3

耕地面積には出入り作耕地も含むので、あくまで参考扱い

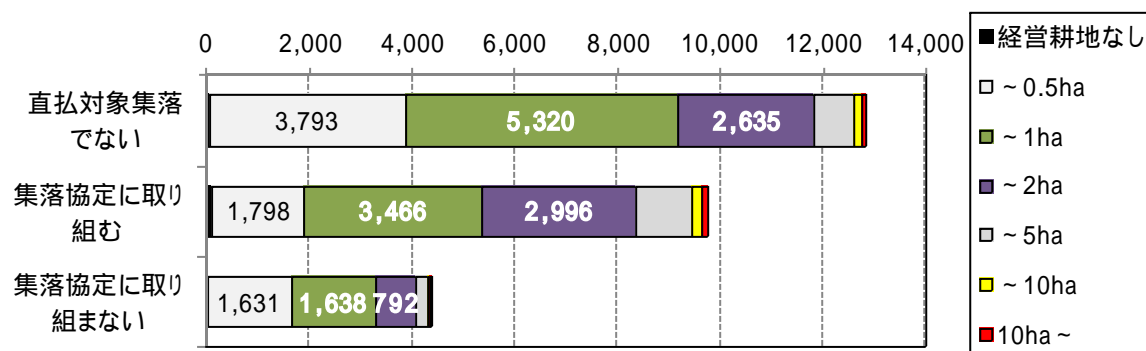


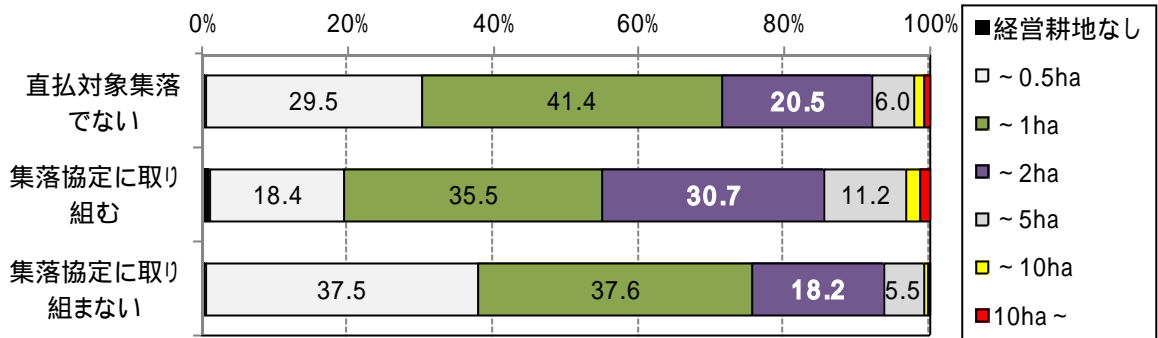
直払制度の集落協定に取り組む農業集落では、耕地面積の割に耕作放棄地面積が少なくなる傾向を示しました。この理由としては、土地持ち非農家や自給的農家数の割合が低いことに加え、これらが所有する耕地が、販売農家や特に事業体（集落営農法人含む）によって借入され、営利目的の耕地として継続利用されているためと推察されました。

6 農業経営体の様子（農林業経営体調査 農業経営体編より）

(1) 経営耕地面積規模別経営体数

	経営耕地なし	~ 0.5ha	~ 1ha	~ 2ha	~ 5ha	~ 10ha	10ha ~
直払対象集落でない	79	3,793	5,320	2,635	770	160	95
集落協定に取り組む	110	1,798	3,466	2,996	1,093	187	122
集落協定に取り組まない	18	1,631	1,638	792	238	28	9

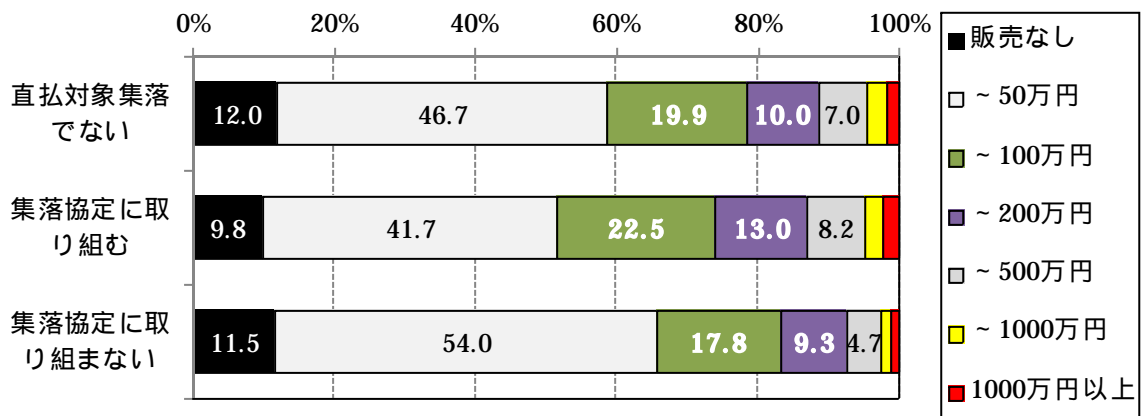
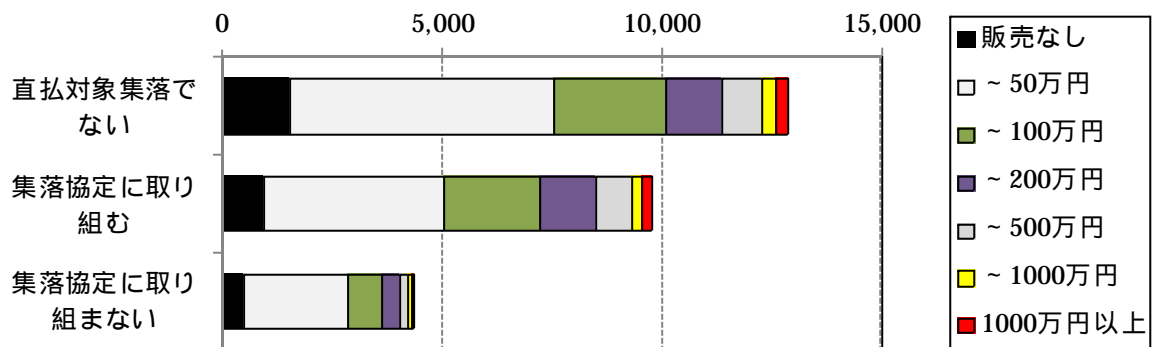




直払制度の集落協定に取り組む農業集落では、0.5ha未満の小規模な経営体数の割合が低くなる一方、1ha以上の経営規模の割合が高くなる傾向を示しました。

(2) 農産物販売金額規模別経営体数

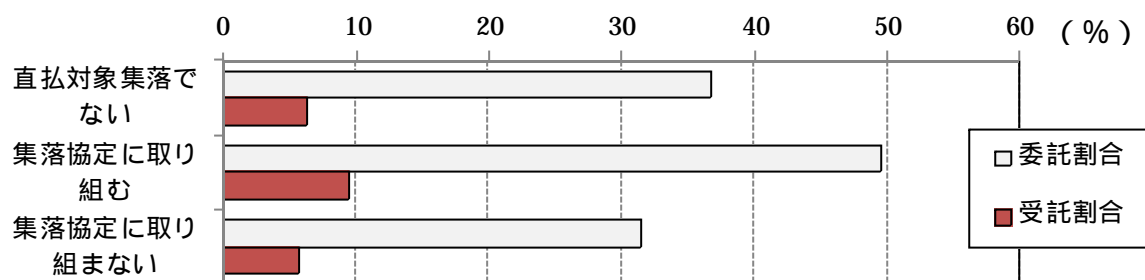
	販売なし	~50万円	~100万円	~200万円	~500万円	~1000万円	1000万円以上
直払対象集落でない	1,539	6,001	2,558	1,281	900	336	237
集落協定に取り組む	959	4,079	2,195	1,271	804	228	236
集落協定に取り組まない	502	2,353	776	405	205	63	50



直払制度の集落協定に取り組む農業集落では、販売金額 50 万円未満の小規模な経営体数の割合が低くなる一方、50 万円以上の経営体数割合が高くなる傾向を示しました。

(3) 農作業受委託の状況

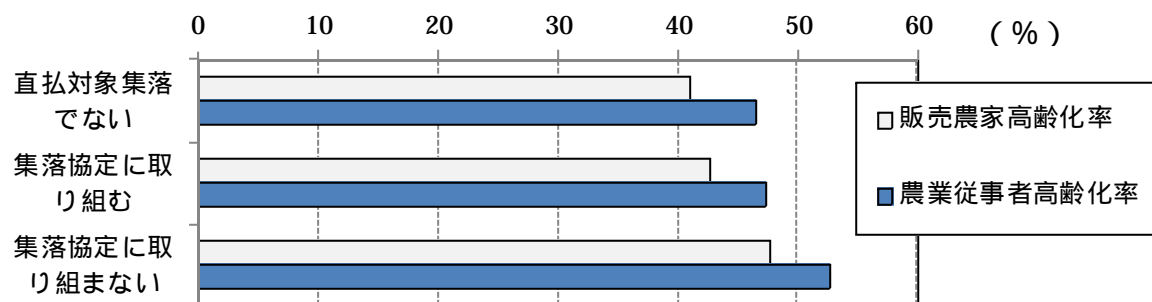
	経営体数	委託経営体数	委託経営体数割合(%)	受託経営体数	受託経営体数割合(%)
直払対象集落でない	12,852	4,721	36.7	806	6.3
集落協定に取り組む	9,772	4,837	49.5	919	9.4
集落協定に取り組まない	4,354	1,371	31.5	246	5.6



直払制度の集落協定に取り組む農業集落では、農作業を受委託している農業経営体の割合が高く、農作業の受委託ができる営農環境がより整っていることが推察されました。

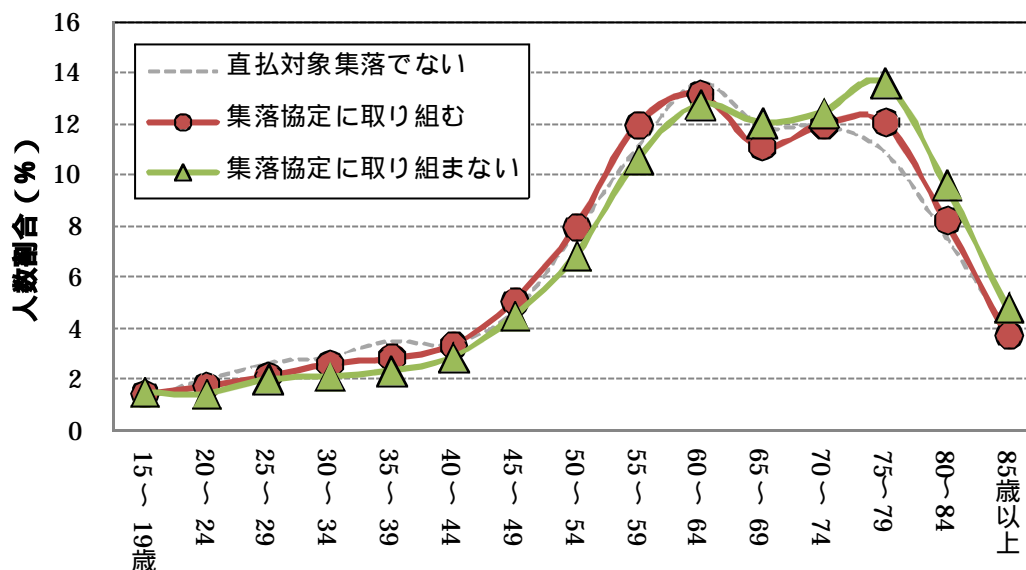
7 農業集落内の販売農家の様子 (農林業経営体調査 販売農家編より)

(1) 販売農家高齢化率と農業従事者高齢化率の状況



直払制度の集落協定に取り組む農業集落では、集落協定に取り組まない農業集落に比べ、高齢化率(65 歳以上)が低くなる傾向にありました。

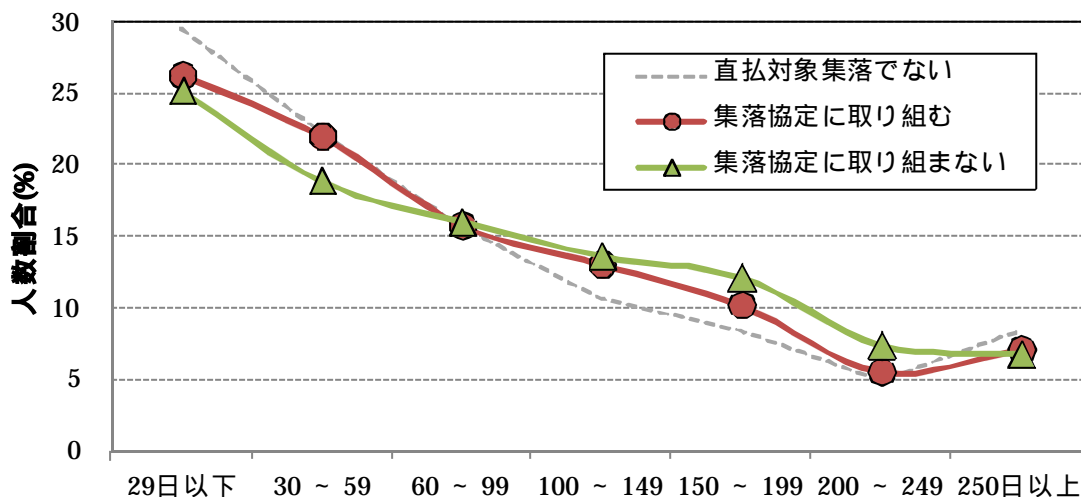
(2) 農業従事者の年齢別人数割合



直払制度の集落協定に取り組む農業集落では、集落協定に取り組まない農業集落に比べ、64歳未満の人数割合が高く、65歳以上、特に75歳以上が低くなる傾向を示しました。

また農業従事者が最も多かったピーク年齢は60～64歳で、集落協定に取り組まない場合の同年齢が75～79歳であったことから、直払制度の集落協定に取り組む農業集落では、農業従事者の世代交代が進みやすい状況にあることが推察されました。

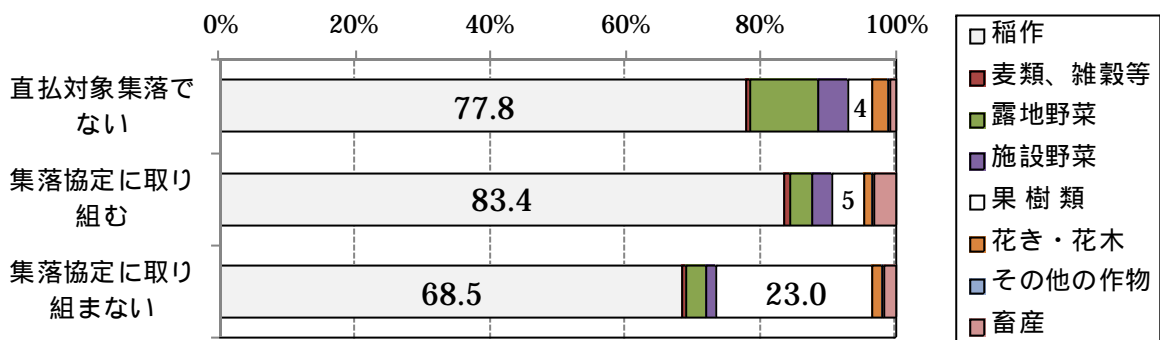
(3) 農業従事日数別農業従事者数割合



直払制度の集落協定に取り組む農業集落では、集落協定に取り組まない農業集落に比べ、農業従事者数の割合は、農業従事日数59日以下で高く、同100～249日以下で低くなる傾向を示しました。この傾向は、第2種兼業農家数割合が高かったこと(5(2))との関連があるものと思われます。

(4) 農産物販売金額1位の部門別農家数

	稲作	麦類、 雑穀等	露地野 菜	施設野 菜	果樹 類	花き・ 花木	その他 の作物	畜産
直払対象集落でない	8,635	77	1,112	475	412	252	31	102
集落協定に取り組む	7,147	72	295	251	398	102	22	286
集落協定に取り組まない	2,363	22	95	58	795	47	12	60

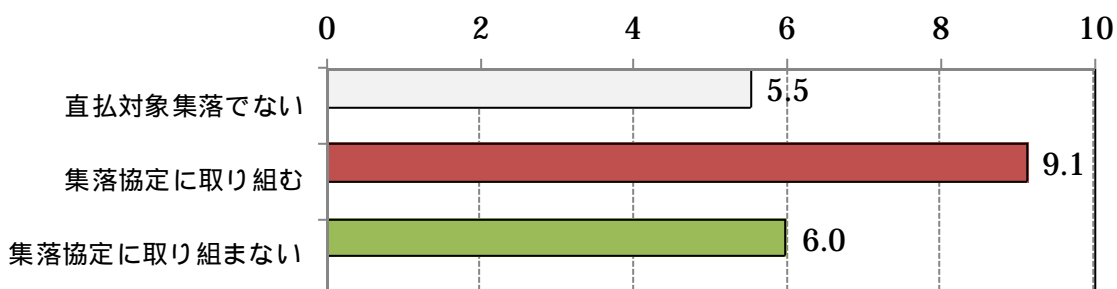


直払制度の集落協定に取り組む農業集落では、農産物販売金額1位の部門が「稲作」となる割合が最も高くなり、「稲作」主体の農業集落で集落協定に取り組み易かったことが推察されました。一方、集落協定に取り組まない農業集落では、農産物販売金額1位の部門が「果樹類」となる農家割合が顕著に高く、果樹作農家が多い農業集落では、直払集落協定に取り組みにくい状況だったことが推察されました。

8 その他の農業集落に関する情報

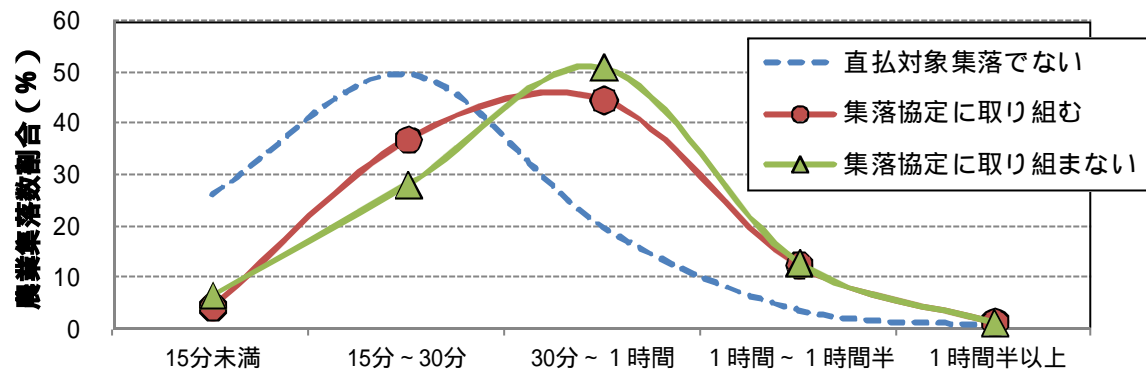
(農山村地域調査より、全域が市街化区域の農業集落は含まず)

(1) 農業集落における過去1年間に開催された寄り合い回数(1農業集落当たりの平均)



直払制度の集落協定に取り組む農業集落では、寄り合い回数が増える傾向を示しました。このことは集落の意志決定を協議する機会が多いことを意味しており、同農業集落では、直払制度への取組の可否やその継続等について、より多く協議されていることが推察されました。

(2) DIDまでの所要時間別農業集落数の割合



直払制度の集落協定に取り組む農業集落では、集落協定に取り組まない農業集落に比べ、DID(人口集中地区)までの所要時間が15分~30分の(兼業農家として通勤しやすい)集落数の割合が高くなる傾向を示しました。

9 まとめ

2010年世界農林業センサデータを解析した結果、中山間地域等直接支払制度第3期対策に取り組む農業集落は、非農家や自給的農家の割合が低く、規模の大きな販売農家や事業体の割合が高く、高齢化率は低いという構造を有していました。一方で、その販売農家の内容は、第2種兼業農家数の割合が高く、農業従事日数が少ない者の人数割合が高くなっていました。

また、同農業集落では、**集落営農法人等の事業体が多く存在する特徴**があり、その事業体は、農業集落内の耕作面積の約2割を借入して経営していました。

さらに、同農業集落では、借入耕地面積が多く、農作業受委託を行う農業経営体数の割合も高く、**農業経営体への依存度がより高い営農のしくみが発達し、営利目的の農業を継続する体制がより整うことで、非農家や自給的農家由来の耕作放棄地が極端に少なくな**っていました。

こうした結果から見ると、中山間地域等直接支払制度の10年間の取り組みは、農業集落の営農のしくみを整えて集落構造を変化させ、耕作放棄地の発生を未然に防ぎ、耕地を維持する効果を持っていたことが推察されました。

平成12年度に創設された中山間地域等直接支払制度は、振り返ってみると、将来の集落の姿を分かち「**分かれ道**」の提示であり、直払制度への取り組みの選択は、「**集落農業の存続へ向けた最初の一步**」に位置づけられていたのではないかと考えられました。

そして、その分かれ道で、同制度への取り組みを選択できたかどうかは、第2種兼業農家として通勤可能な距離内に集落が位置したかどうか、農業集落の主要構成農家が水稲作主体であったかどうか、集落の総意が形成できたかどうか、等であったことと考えられます。

中山間地域等直接支払制度第3期対策に取り組む農業集落の多くが、第1期対策において、地域活性化を目指して「話し合い」を重ね、第2期対策において「集落の将来に関する錦の御旗(集落マスタープラン)」を掲げ、「地域営農体制の整備(農地の貸借、集落営農法人等の事業体の設立等)」を皆で合意し実践していくこと、を順序よくこなしてきた結果、集落構造を自ら変化させてきていることが推察されました。